

# 令和8年度 最上町会計年度任用職員募集案内

町では下記の通り、令和8年4月から会計年度任用職員として働いていただける方を募集します。※ 会計年度任用職員とは……1会計年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)を任期として任用される職員となります。

## 記

### 1 募集職種及び報酬

区分	職種（勤務場所）※資格等	報酬額 R7.12 現在
A	事務補助員（最上町役場他）	178,200円～206,100円/月
B	特別支援教育支援員、学力向上支援員 (町内の小学校又は最上中学校)	(教員免許有)212,100円～233,500円/月 (教員免許無)178,200円～206,100円/月
C	保育士（町内幼稚施設又は子育て支援センター） ※保育士、幼稚園教諭の免許を有する方	227,300円～250,200円/月
D	保育助手（町内幼稚施設又は子育て支援センター）	幼児施設勤務の場合 191,100円～220,800円/月 子育て支援センター勤務の場合 178,200円～206,100円/月
E	栄養士（最上町給食センター） ※管理栄養士又は栄養士の免許を有する方	212,100円～233,500円/月
F	集落支援員（最上町役場・各地区公民館他） ※普通自動車第一種運転免許を有する方	212,100円～221,800円/月
G	看護師（最上病院／外来・病棟） ※看護師の免許を有する方	12,800円～13,000円/日
H	准看護師（最上病院／外来・病棟） ※准看護師の免許を有する方	12,500円～12,700円/日

- ※ 報酬（月額）は、週5日（1日7時間又は7時間30分）勤務の場合によります。
- ※ 報酬のほか、通勤手当（2km以上の通勤距離）、期末・勤勉手当（ボーナス）を支給します。
- ※ 健康保険、厚生年金及び雇用保険（加入要件有）に加入します。
- ※ 募集は、原則として公募で行います。例外として知識、経験又は技能の内容により、公募により難い特段の事情があると認められる場合は、公募によらない場合もあります。

### 2 応募資格

地方公務員法第16条に規定される欠格事項に該当しない人とします。

- ・年齢や学歴、過去の任用回数等による制限はありません。
- ・資格等を必要とする職種もありますので、「1 募集職種及び報酬」を参照してください。

### 3 申込受付期間・時間

受付期間：令和8年1月6日（火）～ 令和8年1月21日（水）

受付時間：午前8時30分～午後5時（土曜日・日曜日、祝日を除く）

【郵送可 令和8年1月21日（水）、午後5時必着】

### 4 申込手続き等

#### （1）提出書類

- ① 申込書兼履歴書 ※「希望職種」欄に希望する職種（例：A 事務補助員）を明記してください

い。なお、第2希望があればその職種を記入してください。

- ② 資格等を証明する書類の写し（資格を要する職種の場合のみ）

**申込書兼履歴書は、令和8年1月5日（月）から最上町役場2階総務企画課で配布します。**

**また、最上町ホームページ（<http://town.mogami.lg.jp>）からもダウンロードできますのでご利用ください。なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。**

## （2）申込先

- ① (A 事務補助員～ F 集落支援員)

〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町 644  
最上町役場 総務企画課総務庶務室

- ② (G 看護師・H准看護師(最上病院))

〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町 64-3  
最上町立最上病院 庶務係

## 5 選考方法及び選考結果

(1) 選考方法は書類審査としますが、新規申込みの方は、面接試験があります。

(2) 選考の結果は2月中旬までに、申込者全員に書面で通知します。

## 6 勤務時間（職種により異なります）

区分	職種	勤務時間帯	勤務時間数/1日	備考
A・F	事務補助員・集落支援員	8:30～16:30	7時間	
B	特別支援・学力支援員	学校により異なります	7時間	
C・D	保育士・保育助手	こども園・保育所 7:30～18:30 (シフト制)	7時間30分	※土曜勤務 の場合有
		子育て支援センター ① 保育士 8:30～17:00 ② 保育助手 8:30～16:30	① 7時間30分 ② 7時間	
E	栄養士	8:00～16:00	7時間	
G・H	看護師・准看護師	シフト制（病棟勤務の場合は夜間・休日勤務あり）		

## 7 任用期間

(1) 原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、本町の会計年度任用職員として任用します。

(2) 任用の日から1ヵ月間は、条件付採用期間となります。

## 8 その他

会計年度任用職員には、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されると共に、人事評価制度の対象となります。

## 9 問い合わせ先

(A 事務補助員～F 集落支援員) 最上町役場総務企画課総務庶務室 TEL : 0233-43-2111

(G 看護師～H 准看護師(最上病院)) 最上町立最上病院庶務係 TEL : 0233-43-2112